

16 外貨普通預金規定

1 〔取扱店の範囲〕

この預金は、取引店のほか当行本支店のどこの店舗（インターネット支店を除く）でも預入れまたは払戻しができます。

2 〔取扱日〕

この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れ、解約または払戻しができないことがあります。

3 〔最低預入額〕

この預金の預入額は、当該外貨ごとに定める当行所定の最低金額以上とします。

4 〔口座への受入れ〕

(1) この預金口座に受入れできるものは次のとおりです。なお、通貨の種類によっては受入れられないものもあります。

- ① 現金（外国通貨現金を除く）
- ② 取引店を支払場所とする手形、小切手等（以下、「証券類」といいます）のうち取引店で決済を確認したもの。
- ③ 為替による振込金（外国からの振込を含み、他店券による振込を除く）

(2) 取引店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後受入れます。この場合特に費用を要するときは、別途当行所定の手数料をいただきます。

(3) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(4) 証券類のうち、裏書等の必要があるものはその手続きをすませてください。

(5) 手形・小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

5 〔預金の払戻し〕

(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、この通帳とともに提出してください。

(2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3) この預金の払戻しについて、当行所定の手数料をいただくことがあります。

(4) この預金の外国通貨現金による払戻しはお取り扱いできません。

6 [利息]

この預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の利率および計算方法によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7 [外国為替相場、手数料]

この預金への預入れ、または、この預金から払戻しを行う場合に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

8 [差引計算等]

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかににかかわらず、当行はいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の為替相場により、円貨または当行に対する債務や同一種類の通貨に換算できるものとします。

9 [届出事項の変更、通帳の再発行等]

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、および預金口座の開設等の際に当行が確認した事項（法令に基づく確認事項である、①本人特定事項、②取引を行なう目的、③職業または事業の内容、④実質的支配者に関する本人特定事項、⑤資産および収入の状況を含むがこれらに限られない。）に変更があったときは、直ちに所定の方法により当行に届け出てください。この届出の前に生じた損害については当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

10 [成年後見人等の届出]

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11【印鑑照合等】

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、「19. 盗難通帳等による預金等の不正な払い戻し被害に関する規定」により補填を請求することができます。

12【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることは出来ません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によりおこないます。

13【解約等】

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。
- (2) 預金者（本人）が「20. 反社会的勢力の排除に係る規定」のほか、次のいずれか一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者（本人）が前条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が口座開設申込時等に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または1年以上この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤ 当行が預金者に確認した事項（法令に基づく確認事項を含むが、これに限られない。）および第14条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合
 - ⑦ 第14条第1項から第3項までのいずれかの定めに基づく取引の制限が1年以上に渡って解除されない場合
 - ⑧ 上記、第1号から第6号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

- (3) この預金口座が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、届出の印章及び本人確認書類を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14【取引等の制限】

- (1) 当行は、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が当行からの当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけない場合には、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法により当店に届け出てください。当該預金者が当行に届け出た在留期間が経過した場合には、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (3) 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は前3項に基づく取引等の制限を解除するものとします。

15【通知等】

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17 [規定の変更]

- (1) この規定の各条項その他条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。

(通帳不発行口座)

1 〔通帳の不発行、明細表の保管〕

この預金については、預金通帳を発行しません。

この預金の預金明細は、当行が作成する「Statement of Account」に記載してお渡しします。

2 〔取扱店の範囲〕

この預金は取引店にかぎり預入れまたは払戻しができます。

3 〔取扱日〕

この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れ、解約または払戻しができないことがあります。

4 〔最低預入額〕

この預金の預入額は、当該外貨ごとに定める当行所定の最低金額以上とします。

5 〔口座への受入れ〕

(1) この預金口座に受入れできるものは次のとおりです。なお、通貨の種類によっては受入れられないものもあります。

- ① 現金（外国通貨現金を除く）
- ② 取引店を支払場所とする手形、小切手等（以下、「証券類」といいます）のうち取引店で決済を確認したもの。
- ③ 為替による振込金（外国からの振込を含み、他店券による振込を除く）

(2) 取引店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後受入れます。この場合特に費用を要するときは、別途当行所定の手数料をいただきます。

(3) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(4) 証券類のうち、裏書等の必要があるものはその手続きをすませてください。

(5) 手形・小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

6 〔預金の払戻し〕

(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、提出してください。

(2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3) この預金の払戻しについて、当行所定の手数料をいただくことがあります。

(4) この預金の外国通貨現金による払戻しはお取り扱いできません。

7 [利息]

この預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の利率および計算方法によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8 [外国為替相場、手数料]

この預金への預入れ、または、この預金から払戻しを行う場合に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

9 [届出事項の変更等]

- (1) この預金の印章を失ったとき、または印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったとき、および預金口座の開設等の際に当行が確認した事項（法令に基づく確認事項である、①本人特定事項、②取引を行なう目的、③職業または事業の内容、④実質的支配者に関する本人特定事項、⑤資産および収入の状況を含むがこれらに限られない。）に変更があったときは、直ちに所定の方法により当行に届け出てください。この届出の前に生じた損害については当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 預金の印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10 [成年後見人等の届出]

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11 [印鑑照合等]

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、**「19. 盗難通帳等による預金等の不正な払い戻し被害に関する規定」**により補填を請求することができます。

12【譲渡、質入れの禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は譲渡、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることは出来ません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によりおこないます。

13【解約等】

- (1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。
- (2) 預金者（本人）が「20. 反社会的勢力の排除に係る規定」のほか、次のいずれか一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者（本人）が前条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が口座開設申込時等に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または1年以上この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤ 当行が預金者に確認した事項（法令に基づく確認事項を含むが、これに限られない。）および第14条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合
 - ⑦ 第14条第1項から第3項までのいずれかの定めに基づく取引の制限が1年以上に渡って解除されない場合
 - ⑧ 上記、第1号から第6号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) この預金口座が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章及び本人確認書類を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14 [取引等の制限]

- (1) 当行は、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が当行からの当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけない場合には、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法により当店に届け出てください。当該預金者が当行に届け出た在留期間が経過した場合には、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (3) 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は前3項に基づく取引等の制限を解除するものとします。

15 [通知等]

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16 [保険事故発生時における預金者からの相殺]

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17【適用法令等】

- (1) この預金には、日本における外国為替に関する法令が適用され、また、今後、その法令が変更された場合にも同様とします。
- (2) この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

18【規定の変更】

- (1) この規定の各条項その他条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。